

事業実施計画書

指定課題番号	地方公共団体名又は法人名
21	公益社団法人日本精神科病院協会

1 事業の内容

①事業名	精神科救急医療体制の実態把握及び措置入院・移送の地域差の要因分析に関する調査研究
②国庫補助所要額 (様式 3 - 1 の F 欄の額)	4,366 千円
③事業実施予定期間	平成28年7月22日 から 平成29年3月31日 まで
④事業の具体的 計画内容	<p>精神科救急医療の主な担い手である全国の精神科病院によって組織される「日本精神科病院協会」において、同体制の整備に関し高い見識を有する会員を中心に、日本精神科救急学会、公的病院、行政機関、地域の精神保健福祉従事者、一般医療担当者、当事者等の外部有識者などで構成される検討委員会を組織して事業の方針決定や運営を行う。また、実務を担う組織として、協会内外より人材を募って作業部会を設置し、調査の実施、新たな実績報告様式案の作成、評価基準の開発、指針の原案作成などを行う。なお、調査の必要等に応じて臨時職員を採用する。従来、①精神科救急医療体制整備事業の実績、②精神科救急医療施設の現況、③措置入院・医療保護入院の移送の実態把握については、厚生労働科学研究等で全国集計作業として行ってきた。また、④精神科救急医療体制の評価については日本精神科救急学会が平成21年度障害者保健福祉推進事業において調査を行った経緯がある。これら従来調査について、まずは上記検討会において再確認を行い、地域ごとの不均一や事業の解釈の違いによるデータの不揃い等が生じる理由を探ったうえ、作成する指針の基本方針を定める。作業部会において、①については厚労省統計から得られる昨年度実績を集計、②については先行調査と同等の調査Aを実施し（対象は常時対応施設とするが、指定が曖昧なため精神科救急入院料病棟で代用する）、指針の基本方針に基づき新たな実績報告様式の新提案を行う。③についても指針の基本方針に基づき評価項目などを検討し、調査を実施して評価基準案の開発を行う。なお調査Bは、I. アンケート方式による一斉調査、II. 望ましい例、課題を有する例を抽出した聞き取り調査、の二段階として行う。④については既存の厚生労働科学研究のデータを見直し、前出③の聞き取り調査と同時に調査を実施して新たな実績報告様式を提案する。すべての調査結果等をふまえ、作業部会を通じて新たな実績報告様式、評価基準および指針の案を検討会に提案し確定する手順とする。</p> <p>精神科救急医療体制は、各都道府県が多様な地域事情をふまえたうえで整備計画を立案し、各々の事業実施要綱へ反映させて機能性を発揮することが想定される。このため指針の基本方針における当初の基本軸は、2012年の学会提言に沿って、運用時間帯、キャッチメントエリア（医療圏域）、受診前相談、救急医療確保事業の多様性、身体合併症対応の5側面とし、標準的な整備項目とその優先順位の設定を明示して、種々の整備段階にある各地の医療体制を支援し、発展できる内容を目指す。移送については、措置入院における移送（法29条の2の2）、医療保護入院における移送（法34条）、その他（通報流れ）の3カテゴリーにおいて検討し、精神科救急医療における位置づけを明確化する。</p>

<p>⑤事業の効果及び活用方法</p>	<p>指針の策定により、不均一が課題となっている精神科救急医療の実情を改善させ将来的な均てん化の推進を目指す。 実態把握手法（評価基準および実績報告様式）は、事業効果の正確なモニタリング方法として定着させ、事業費の根拠や適正化として活用する。 移送制度についても同様に、指針の中で標準的な方法を確立して移送に係る行政活動の適正化および平準化を実現する。</p>
---------------------	--

(注)

- 1 ①は、具体的な事業名を記載すること。
- 2 ④は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。
当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- 3 ⑤は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。